

## これまでの議論のまとめ(地域における薬局・薬剤師のあり方)

## ○地域における薬局・薬剤師のあり方

- 薬局・薬剤師については、平成27年に厚生労働省が作成した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の推進、対物中心の業務から対人中心の業務へのシフトを図り、対人業務の強化や医療機関等との地域連携等を基本的な考えとして示し、その実現を目指し様々な施策が推進されてきた。
- このような取組の中、健康サポート薬局(平成28年4月)や認定薬局など、患者が自身に適した機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、一定の機能を有する薬局について表示又は名称を使用できる制度が導入されている。
- しかしながら、健康サポート薬局や認定薬局についてはあまり認知されておらず、また、利用者にとどのようなメリットがあるのか、不明確であり、また、薬局側に名称を使用(表示)できる以外のインセンティブがなく、十分に活用されていない状況にあると考えられる。
- 特に、健康サポート薬局、地域連携薬局については、在宅対応を含むかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つことを基準の一部とされているなど共通している部分もあり、地域の中での位置付けや違いがわかりにくいとの指摘もなされている。
- 地域において求められる薬剤師サービスは、医薬品の供給拠点、在宅対応、夜間・休日の対応、健康サポート、新興感染症・災害等の有事対応、医薬品関連情報の発信、薬事衛生等、多岐に渡っており、これらの機能を薬局がどのように担うのか検討が必要である。
- これらの薬剤師サービスを全ての薬局が個別に対応することは困難であり、地域全体で効率的・効果的に必要な薬剤師サービスを提供していく観点から、個々の薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての役割を果たす前提で、地域の薬局が連携して対応する仕組みを構築することが重要であると指摘されている<sup>1</sup>。
- このような状況を踏まえ、本検討会では、地域における薬局の役割・機能のあり方を整理し、健康サポート薬局、認定薬局について、患者等が利用する、又は医療関係者が連携する薬局を選定する際に有用となる制度となるよう、その機

<sup>1</sup> 「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」とりまとめ(令和4年7月)

29 能や地域における役割・位置付けを改めて整理・明確化するための検討を行っ  
30 た。

### 32 ○地域における薬局の役割・機能

- 33 ● 薬剤師法第1条では、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつ  
34 かさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康  
35 な生活を確保するものとする。」と規定されている。
- 36 ● 薬局については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等  
37 に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」という。)第2条第12号において、  
38 「「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医  
39 薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を  
40 行う場所(その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。)」と定  
41 義されている。
- 42 ● また、医療法において、薬局は病院や診療所と同様「医療提供施設」とされ、  
43 地域医療における法律上の責務が課されており、地域医療を担う一員としての  
44 役割を果たすことが求められている。
- 45 ● このため、薬局は薬剤師がその任務を十分に遂行できるよう、施設として必要  
46 な役割を果たすことが求められる。
- 47 ● 具体的には、地域において、薬局・薬剤師は、以下に示す役割を果たすことが  
48 求められている。
  - 49 ・ 医療関係者等との連携による地域の住民の薬物治療(外来・在宅医療)の提  
50 供
  - 51 ・ 医薬品の適正使用の推進など公衆衛生の向上・増進
  - 52 ・ 薬剤師の資質向上
  - 53 ・ セルフケア・セルフメディケーションの推進など、地域住民の健康維持・増進  
54 の取組等の支援 等
- 55 ● さらに近年では新型コロナウイルス感染症時の自宅・宿泊療養者の健康観察  
56 の協力や震災時の医薬品提供に係る対応等、有事への対応を行うなど、地域  
57 における公衆衛生の維持・向上のための取組も求められている。
- 58 ● 以上の役割を果たすため、薬局においては、調剤・服薬指導及びフォローアッ  
59 プ等の外来患者への対応に係る機能、訪問薬剤管理指導等の在宅患者への  
60 対応に係る機能、OTC 医薬品の販売や健康相談など、未病の方を含む地域住  
61 民に向けた対応に係る機能を持つことが求められている。
- 62 ● 一方で、医療資源が限られている中、これらのすべての機能を個々の薬局が

- 63 持つことは非効率であり、また、現実的にも困難であると考えられることから、薬  
64 局間の連携等により地域・拠点で必要な機能を確保していくことも必要である。
- 65 ● 本検討会では、まず、薬局に必要な機能のうち、個々の薬局に求められるも  
66 の、地域・拠点で確保すべきものはどのようなものであるか、議論を行った。
  - 67 ● 個々の薬局に求められる機能は、迅速な対応や地域の状況に応じた対応を  
68 行う観点から、どの薬局を利用した場合でも利用者にサービスとして提供される  
69 べきものであり、具体的には、
    - 70 ・ 外来患者への調剤・服薬指導等<sup>3</sup>
    - 71 ・ 在宅対応に向けた連絡調整<sup>4</sup>
    - 72 ・ 入院・退院・在宅の移行において円滑に薬剤提供ができるよう医療機関（歯  
73 科医療機関を含む。以下同じ）・他の薬局等と連携すること
    - 74 ・ 地域住民への OTC 医薬品等に関する相談対応・販売等<sup>5</sup>75 が求められる。
  - 76 ● 地域・拠点で確保すべき機能については、  
77 未病の方を含む地域住民を対象とした
    - 78 ・ 健康・介護相談等（関係機関との連携）<sup>6</sup>
    - 79 主に外来患者を対象とした
    - 80 ・ 夜間・休日対応<sup>7</sup>
    - 81 主に在宅患者を対象とした
    - 82 ・ 在宅対応（臨時の訪問対応、ターミナルケアの患者への対応）<sup>8</sup>83 外来、在宅患者を対象とした
    - 84 ・ 無菌製剤処理
    - 85 ・ 医療用麻薬調剤

---

<sup>3</sup> 外来患者への調剤・服薬指導：服薬情報の一元的・継続的把握、それに基づく薬学的管理・指導、服薬支援、患者情報の共有、医薬品等に係る情報提供、情報共有、副作用報告等を含む。

<sup>4</sup> 在宅対応に向けた連絡調整：対応可能な場合は自薬局で対応するが、対応困難な場合には、在宅対応可能な薬局と連携し、紹介等を実施。医療機関、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所等と連携して対応し、必要に応じ、利用者・患者情報の共有、医薬品等に係る情報提供・情報共有を実施する。

<sup>5</sup> OTC 医薬品の相談対応・販売等：要指導医薬品・一般用医薬品等の相談受付・販売のほか、受診勧奨等を実施。

<sup>6</sup> 健康・介護相談対応等：行政や地域包括支援センター等の関係機関との連携、薬に係る教育支援等

<sup>7</sup> 夜間・休日対応（外来）：輪番制又は拠点となる薬局での対応の他、夜間・休日対応医療機関と連携した薬局で対応する場合もある。

<sup>8</sup> 在宅対応：医療機関、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所等と連携する必要がある。

- 86 ・ 高度薬学管理  
87 その他、地域全体を対象とした  
88 ・ 災害新興感染症対応  
89 に係る機能等であり、これらの機能については、地域における拠点となる薬局に  
90 よる対応や薬局間連携による対応など、機能ごとに地域の状況に応じた体制を  
91 構築することが考えられ、地域の実情に応じ、実効性のある体制を構築していく  
92 必要がある。
- 93 ● その他、薬剤師の教育・研修等の薬剤師の資質の向上のための取組につい  
94 ては、個々の薬局の機能としても、地域・拠点で確保すべき機能として必要であ  
95 る。
  - 96 ● 特に、在宅対応や夜間・休日対応については、個々の薬局による対応としても、  
97 輪番体制への参加協力や対応可能な薬局との連携、患者や医薬品等に係る情  
98 報の共有が必要となり、それを踏まえて地域において必要な体制を確保するこ  
99 とが重要である。
  - 100 ● 地域ごとに薬局の状況は大きく異なっていると考えられることから、地域・拠点  
101 で確保すべき機能について、行政が関与し、地域の実態を把握した上で必要な  
102 体制を構築することが重要である。特に、夜間・休日対応や在宅対応などの機  
103 能については、今後、地域における医療計画を踏まえ、薬局を含む関係機関が  
104 連携して地域の実情に応じた体制構築を進めることが望ましい<sup>9</sup>。
  - 105 ● なお、検討会においては、構成員から、個々の薬局に必要な機能について、  
106 最低限必要な機能に絞ったほうがよいという意見があった一方、個々の薬局で  
107 大きな役割を果たすことができないこともあるかもしれないが、地域の実態に応  
108 じ要求する役割を検討して必要な体制を構築すべきものであり、まずは広く捉え  
109 るべきという意見もあった。

#### 111 ○地域連携薬局の役割・機能

- 112 ● 地域連携薬局は、入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域  
113 の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応する薬局であり、地域の中で、医

---

<sup>9</sup> 「医療計画について」（令和5年6月15日付け医政発0615第21号厚生労働省医政局長通知）において、薬局の役割として、「地域において安全で質の高い医療を提供するためには、薬物療法についても入院から外来・在宅医療へ移行する中で円滑に提供し続ける体制を構築することが重要である。このため、地域の薬局では、医薬品等の供給体制の確保に加え、医療機関等と連携した患者の服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、入退院時における医療機関等との連携、夜間・休日等の調剤や電話相談への対応等の役割を果たすことが必要となる。」とされている。

- 114 療機関、他の薬局と連携し、夜間・休日対応や在宅対応を実施することが求め  
115 られている。
- 116 ● 上述のとおり、在宅対応や夜間・休日等の対応については、地域・拠点で確保  
117 が必要な機能であり、地域において、輪番制や薬局間連携により対応する体制  
118 を構築するため、地域の中でこれらの機能を担う薬局が必要である。このような  
119 薬局の確保を推進し、また、地域において対応可能な薬局を明確にするため、  
120 地域において、夜間・休日対応や在宅対応を自ら実施するなど、これらの機能  
121 を担う薬局として地域連携薬局を位置付けるべきである。
  - 122 ● 具体的には、地域連携薬局は、個々の薬局に求められる機能に加え、以下の  
123 機能を有する必要があると考える。
    - 124 ・ 外来患者の夜間・休日対応を実施すること(地域の実状に応じ、輪番制に参  
125 加する等)
    - 126 ・ 在宅対応の実施に加え、地域の薬局が対応できない場合に、それらの薬局と  
127 連携して対応すること
    - 128 ・ 医療用の麻薬調剤の対応
    - 129 ・ ターミナルケアの患者の対応や無菌製剤処理
    - 130 ・ 医療機関等との情報共有<sup>10</sup>
  - 131 ● これらの機能のうち、ターミナルケアの患者の対応や無菌製剤処理について  
132 は、すべての地域連携薬局に必須とする機能ではないが、地域のニーズを踏ま  
133 え必要な体制を確保することが重要であり、地域においてはターミナルケアの患  
134 者の対応や無菌製剤処理の機能を有する地域連携薬局が確保されることが望  
135 まれる。
  - 136 ● 地域連携薬局に求められる機能については、薬局間だけではなく地域の医療  
137 機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等と連携することが前提と  
138 なる。
  - 139 ● 地域連携薬局がこれらの機能を担い、地域において必要な役割を果たすこと  
140 ができるよう、制度(要件、名称等)についても見直す必要がある。
  - 141 ● なお、地域連携薬局に求められる機能については、地域全体で体制を構築す  
142 る必要があるものであり、地域連携薬局にすべてを任せるのではなく、地域のニ  
143 ーズに対応するための体制の構築に当たっては地域連携薬局以外の薬局も積  
144 極的に協力することが求められる。

---

<sup>10</sup> 患者に対する適切な薬物治療のために必要な情報について、医療機関等との連携の中で適時実施されるもの。また、地域の医療機関、薬局に医薬品の適正使用に関する情報提供を実施することも必要。

145

146

## ○健康サポート薬局の役割・機能

147

148

149

150

151

- 健康サポート薬局は、個々の薬局に必要な機能(かかりつけ薬局としての機能を含む。)\*を前提に、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する機能を有する薬局であり、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、セルフケア・セルフメディケーションに係る相談対応のみならず、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが期待されている。

152

※「地域における薬局の役割・機能について」で示している「個々の薬局に求められる機能」

153

154

155

156

- しかしながら、現状、健康サポート薬局については、地域住民にとって利用するメリットが不明確で、十分に認知されておらず、十分に活用されていない状況にあると考えられることから、まずは求められる役割・機能を改めて明確化し、その上で利用するメリットについて周知を図っていくことが必要である。

157

158

159

160

- 健康サポート薬局の機能の明確化に当たっては、健康の維持・増進を含む地域住民からの相談対応について、薬局だけで解決できないものも含まれると考えられることから、地域の関係機関と連携し、適切な機関につないでいくことが求められる。

161

162

163

164

165

- また、「関係機関や多職種との連携による健康・介護相談対応」、「介護用品、特別用途食品の販売」、「地域住民向けの健康サポートの取組の実施」、「セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進」に対応するに当たっては、処方箋のない方も含め、地域住民の健康の保持増進等に関する相談を幅広く受け入れ、自治体等と連携しながら必要な機能につなげられる機能が必要となる。

166

167

168

169

170

171

- これらの機能を発揮し、求められる役割を果たすためには、
  - ・ 「健康・介護相談対応等」については、行政や地域包括支援センター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等の関係機関、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携した対応が必要
  - ・ 「地域住民向けの健康サポートの取組の実施」については、可能な限り行政や地域の薬局、関係機関と連携することが必要

172

である。

173

174

175

- 厚生労働省や都道府県等の行政機関においては、上記の健康サポート薬局の役割・機能の周知を図るべきである。また、健康サポート薬局においても自ら地域住民に対し積極的に情報を発信していくべきである。

176

177

178

- (P)以上を踏まえ、健康サポート薬局について、地域住民が必要な機能を有する薬局を主体的に選択できるよう、法令上明確化し、当該機能を果たしうる薬局であることを示す名称の表示を可能とすることが必要である。

- 179 ● (P)また、制度設計に当たっては、住民、患者にとってわかりやすいものとなる  
180 よう、必要な対応を検討すべきである。
- 181 ● また、健康サポート薬局について、通常の薬局との差異が明確ではないとの  
182 意見があったことを踏まえると、健康サポート薬局について、これまで以上に市  
183 区町村等による健康増進・介護予防関連事業等への参画を推進していくことや、  
184 地域における健康相談対応等を幅広く実施し、行政と連携しながら必要な機関  
185 につなげられる薬局であることについて、さらに周知等を図ることが必要である。  
186